

審議案件に関する概要

令和2年4月15日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和元年9月18日
担当部署	留萌振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 飯盛 徹夫	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
なかせき商事株式会社 代表取締役 刀根 英二	稚内市中央五丁目2番31号
DCM ホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	留萌ショッピングセンター 留萌市南町4丁目73-1 外		
(2)小売業者名、代表者名及び住所	DCM ホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規 札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成 札幌市中央区北8条西21丁目1番10号 なかせき商事株式会社 代表取締役 刀根 英二 稚内市中央五丁目2番31号 株式会社ムラタ 代表取締役 内間木 義勝 札幌市厚別区厚別南2丁目11-31		
変更しようとしている事項			
変更前			
変更後			
(1)施設の配置	駐車場の位置	位置:届出書添付資料図-3(1)のとおり	位置:届出書添付資料図-3(2)のとおり
	駐車場の収容台数	収容台数:630台	収容台数:282台
(2)施設の運営方法	駐車場の出入口の数	数:出入口8箇所	数:出入口7箇所
	駐車場の位置	位置:届出書添付資料図-3(1)のとおり	位置:届出書添付資料図-3(2)のとおり
(3)変更する年月日	令和2年5月19日		

3. 審査事項

(1) 駐 車 場 整備等への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数839台 > 設置台数282台 ※届出台数の他に209台の駐車マスがあり、従業員 等及び冬季堆雪場所として利用する予定。
	従業員駐車場等の整備	・駐車場内に50台を整備
	駐輪場(自動二輪を含 む)の整備	駐輪場①:30台 駐輪場②:15台 駐輪場③:15台 } 60台 ・繁忙日においても駐輪場が不足することなく運営して います。また、自動二輪者での来客は少なく、計画駐 車場で対応することが可能と考えます。
	来客車両等の入出庫方 法	・来客自動車を一且待たせるような入口ゲート・ 遮断機等はなく、入庫待ちは発生しないと考えます。
	搬入車両等の誘導	・荷さばき施設①は4台/時の処理能力に対して、ピー ク時においても1台/時の搬入となっています。 ・荷さばき施設②③は9台/時の処理能力に対して、ピ ーク時においても4台/時となっています。 ・荷さばき施設④は3台/時の処理能力に対して、ピー ク時においても1台/時の搬入となっています。 ・荷さばき施設⑤は3台/時の処理能力に対して、ピー ク時においても1台/時の搬入となっています。 ・荷さばき施設⑥は6台/時の処理能力に対して、ピー ク時においても1台/時の搬入となっています。 ・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しな いよう配慮します。
	歩行者の安全対策	・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店 舗周辺や駐車場内における走行に際しては低速度走 行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り 組みます。 ・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と 円滑な自動車誘導を図ります。
	交通整理員の配置	・7名(繁忙時)午前7時00分から午後6時00分。 ・繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置 し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な 駐車場誘導を行います。
	除排雪による堆積方法	・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を 行います。 ・従業員等及び冬季堆雪場所に一時的に堆雪しま すが、適宜排雪を行い必要駐車台数の確保に努め ます。
(2) 関係行政機関との協議状況		
公安委員会 (旭川方面留萌警察署)	協議済み	
地元市町村(留萌市)	協議済み	

その他関係機関

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
-----------	------

(2)住民等の意見	意見なし
-----------	------

5. 道(留萌振興局連絡調整会議)の意見案

意見なし

審議案件に関する概要

令和 2 年 4 月 1 5 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和元年 1 0 月 2 3 日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
北海道リース株式会社 代表取締役 村上 則好	札幌市中央区南 1 条西 1 0 丁目 3 番地

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ツルハドラッグ旭川永山 3 条西店 旭川市永山 3 条 8 丁目 7 6 番 1	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北 2 4 条東 2 0 丁目 1 番 2 1 号	
(3) 新 設 日	令和 2 年 6 月 2 4 日	
(4) 店舗面積の合計	1, 5 2 7 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	5 2 台
	駐輪場の収容台数	2 0 台
	荷さばき施設の面積	2 7 m ²
	廃棄物保管施設の容量	1 4 m ³
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	午前 7 時 0 0 分 ~ 翌午前 0 時 0 0 分
	駐車場の利用時間帯	午前 6 時 3 0 分 ~ 翌午前 0 時 3 0 分
	駐車場の出入口数	出入口 4 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 5 2 台 = 設置台数 5 2 台
	従業員駐車場等の整備	来客駐車場とは別に敷地内に 1 1 台確保
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	2 0 台 ・ 同規模他店舗の運営実績を参考に計画しており、駐輪場が不足することはないと考える。 ・ 自動二輪車での来客は少なく、来客駐車場に対応することが可能と考える。
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート、遮断機はなく、入庫待ちは発生しない。
	搬入車両等の誘導	・ 荷さばきは処理能力 1 時間あたり 3 台に対し、1 時間あたり 1 台搬入とし、入庫待ちは発生しない。

		<ul style="list-style-type: none"> ・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。 				
歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・出入口看板、出庫時の一時停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 ・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。 					
交通整理員の配置	繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。					
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・従業員等駐車場、冬季堆雪場所に一時堆雪するが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。 					
その他	・指針の必要駐車台数を確保し、店舗入口近くにハンディキャップ駐車スペースを整備する。					
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	60dB	42dB	○
			2	60dB	43dB	○
			3	60dB	55dB	○
	夜間の等価騒音の予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	50dB	35dB	○
			2	50dB	32dB	○
			3	50dB	38dB	○
	夜間の音源毎最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	空調機①	50dB	26dB	○
		a2	空調機②	50dB	39dB	○
		a3	空調機③	50dB	39dB	○
a4		空調機④	50dB	35dB	○	
a5		冷凍機	50dB	28dB	○	
a6		排気①	50dB	59dB	△	
a7		排気②	50dB	59dB	△	
a8		排気③	50dB	59dB	△	
a9		排気④	50dB	59dB	△	
c1		自動車走行音	50dB	63dB	△	
c2		自動車走行音	50dB	45dB	○	
d1		ドア開閉音	50dB	57dB	△	
d2	ドア開閉音	50dB	67dB	△		
敷地境界で規制基準値を超える、a6、a7、a8、a9、c1、d1及びd2について直近壁際で再計算した結果規制基準値を下回る。						
	再計算点	規制基準値	予測結果	備考		
	A1'	50dB	37dB			
	c1'	50dB	47dB			
	d1'	50dB	46dB			

	d 2'	5 0 dB	4 5 dB
騒音問題の一般的対策		・ 店舗社員や取引先に対して、自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。	
荷さばき作業等の対策		・ 搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。	
付帯設備・施設等の対策		・ 室外機は最新の低騒音型を設置する。	
青少年の蝟集等の対策		・ 営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリアカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。	
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後 10 時以降及び午前 6 時以前には行わない。 ・ 万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。 ・ 駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙する。 	
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 7 m ³ < 設置容量 14 m ³	
	保管場所の位置、構造等	・ 廃棄物等保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。	
	運搬・処理対策	・ 廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。	
	減量化、リサイクル等	・ 廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。	
	調理臭、悪臭の飛散防止	・ 生ごみ等は屋内の廃棄物等保管施設に密閉して保管し、悪臭の発生を防ぐ。	
その他の対応方策	・ 店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。		
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当地域において街並みづくりが行われる場合、取組みを阻害することのないよう調和を図るよう努める。 ・ 屋外広告物の設置に際して法令等を遵守する。 	
(5) 防災対策への配慮		・ 地方公共団体等から災害時の避難場所として、駐車場等敷地等の一部使用あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。	
(6) 防犯対策への配慮		・ 夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。	
(7) 関係行政機関との協議状況			
	公安委員会 (北海道警本部交通規制課、 旭川東警察署交通第一課)	協議済み	
	地元市町村 (旭川市)	協議済み	
	道路管理者 (北海道開発局旭川開発建設 部旭川道路事務所総務課、旭	協議済み	

川市土木部土木管理課)	
その他関係機関（永山西小学校、永山南小学校、永山南中学校）	協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見なし
